

## 情報通信法（仮称）に関する論点

### 第一編 総則

**1** 現行の法制度では、各法律ごとに法の目的が異なるが、情報通信法として一本化した場合に、法律の目的はどのようなものとすべきか。

- ① 次の事項を考慮すべきではないか。
  - ・「情報の自由な流通」
  - ・「ユニバーサルサービスの保障」
  - ・「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」
- ② 現在の法制度での法律の目的をどのように扱うべきか。

○ 公正な競争という観点から、通信・放送法制の再編の大きな要因であったので、これを検討すべき。

○ 公正な競争とイノベーションの推進という側面を同時に検討すべきではないか。

○ 技術革新、国際化、創造性の活性化という点を見据えたものにすべき。

○ 放送の視聴者やネットワークの利用者といった国民利用者の立場のあり方を重視すべき。

○ 現行の放送法の目的にある「表現の自由の確保」を明記すべき。

**2** 「情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項」を通則に規定することでよいか。その場合、具体的にはどのように規定すべきか。

#### <参考> ユビキタスネット社会憲章（抄）

##### 第八条 情報倫理

1. すべての人は、差別、犯罪、暴力、児童虐待、青少年の健全育成の阻害等につながるICTの濫用に対し適切かつ予防的な措置を講じ、公共の福祉の増進及び適正な社会規範の確保に資するための情報倫理の確立に努めなくてはならない。
2. 誹謗中傷等を伴う違法・有害コンテンツの発信や、受信者の同意を得ずに送信される広告・宣伝目的の電子メール等ネットワークの不適正利用についてはこれを慎むとともに、第三者の発信した違法・有害コンテンツの媒介やネットワークの不適正利用の助長については、これを避けるよう努めなければならない。
3. コンテンツの制作者は、ネットワークを流通するコンテンツが社会に対して多大な影響を与えることを認識し、良心に従って制作を行い、コンテンツの安全性と信頼性を確保すべきである。

4. ICT分野の技術者等は、取り扱う技術が人や社会の安全性に大きな影響を与える可能性があることを認識し、良心に従って研究開発を行い、技術の安全性と信頼性を確保すべきである。

(注)「ユビキタスネット社会憲章」とは、ユビキタスネット社会の基本原則や共通認識の総括として平成17年5月に総務省から公表されたもの。

## 第二編 伝送設備

**1** 現行の有線電気通信法や電波法では、伝送サービスに用いない設備（自営通信用設備）や情報通信に直接関係ない設備（高周波利用設備、レーダー、電波天文）等を含めて一体として規律しているが、新たな法制度ではこれらの規律をどのように扱うべきか。

- ① 有線電気通信法や電波法から情報通信に関する部分のみを切り出して新たな法制度に一本化する。
- ② 一本化はしないものの、包括的な法体系の一環として制度整備を行う。

○ 情報通信に直接関係ない設備（例えば電子レンジ）であっても外部からの電波の干渉を受けることもあり、こういったことに対応すべきことも制度の再編の中で考慮すべき。

○ 情報の自由な流通とは違った要素がある部分も含めて全て一本化・統合するのは難しいのではないか。情報通信法の趣旨・目的と深く関係する部分については統合を図ることが現実的ではないか。

○ 情報通信に関する部分だけ切り出すということが何か問題を生じないか検討が必要。

**■** 技術基準について、伝送設備や伝送サービスといったレイヤー毎に分けて規定するのか、全体を集約するのか検討すべき。

### <電波>

**1** 無線局の免許について、通信・放送の区分にとらわれない形で柔軟な電波の利用を可能とするためにどのような制度が考えられるか。

- ① 通信・放送の区分を意識せずに済む免許制度の在り方とする。
- ② 免許申請時に双方の目的を持つ無線局の申請を一括した手続きで行える

ようにするとともに、免許を受けた後の柔軟な目的変更を可能とする。

- 電波の有効利用を促進する観点から、主たる電波の利用目的で運用する中で一時的に周波数を利用しない部分が出た場合に、それを他に活用できるような方策を認めるべき。
- 新しいサービスが生じるたびに、法を変え、免許を出すということではなし、より柔軟な仕組みを整備すべき。

**2** 伝送サービス事業者、メディアサービス事業者用の無線局を迅速に選定・配分するためにどのような制度が考えられるか。

■ 通信と放送とで異なる無線局免許の外資規制をどう扱うか。

### 第三編 伝送サービス

**1** 現行制度上は有線テレビジョン放送や受託放送には電気通信事業法が適用されないが、レイヤー型の制度に転換するにあたり、これらをどのように位置づけるべきか。例えば、現行制度上のチャンネルリースや受託放送役務は伝送サービスであると位置づけるか。放送の同時再送信を行うことはどうか。また、現在の地上波放送が空いている伝送帯域を他者に利用させることについてはどのように位置づけるか。

- ケーブルテレビは通信・放送の融合・連携を示す象徴的なメディアであり、インターネット等のサービスも併せて包括的に事業の許認可が行われるようにするなど、ポジティブな事業展開を可能とすべき。
- 有線テレビジョン施設や放送用衛星には特有の事情があるため、コンテンツ規律や伝送サービス規律だけでなく設備規律についても何らかの規定をすべき。
- チャンネルリースの制度を伝送サービスの規制の問題として整理するなど、放送に関する伝送サービス規律のあり方については、放送に特有の事情を考慮すべき。
- 伝送サービスに係る技術基準について、異なる技術を用いたサービス同士でイコールフットイングが図れるようなものにすべき。

■ 伝送サービスのレイヤーを事業規制とするかどうか検討すべき。（非営利の難視聴対策組合に対して規制を維持するかどうか。）

■ 無線放送について、電気通信役務利用放送法スキームを前提とした場合、事業者をどのように決めるかなど、従前の規律をどう担保するのか検討すべき。

■ 放送の同時再送信については、メディアサービスではなく、伝送サービスと整理できるのではないか。その場合、現行の電気通信事業法と同一の枠組みに整理することが可能か検討すべきではないか。

### <紛争処理委員会>

1 現在の電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象となる紛争事案を今後どの範囲とすべきか。

- ① これまで通り、伝送サービス事業者間の紛争のみを対象とする。
- ② 伝送サービス事業者とメディアサービス事業者の間の紛争を対象に加える。

○ 事業者間の紛争解決を全て事業者に委ねるべきか、行政の役割も踏まえ、どういう思想でやるのか検討が必要。

○ 伝送サービス事業者とメディアサービス事業者との間の紛争の場合は、両者の表現の自由を調整することが必要ではないか。

○ ケーブルテレビの再送信の同意について対象とすることも検討すべき。

○ レイヤー間の紛争を対象に加え、情報通信紛争処理委員会とすることを検討すべき。

○ 紛争処理委員会については、ある程度レイヤー間をまたがる紛争を対象とするのであれば、別の位置に規定することも検討すべき。

○ 紛争処理委員会が利用者保護をやることも考えられないか。

## 第四編 コンテンツ

### <メディアサービス>

1 「メディアサービス」をどう定義すべきか。

- ① 現状では放送しか該当するものがないことを踏まえ、放送の概念の範囲にとどめる。（「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信

の送信。」) この場合、これまでの定義を見直す必要があるか。

- ② 将来新しいサービスが登場する可能性を見据えたより広範な定義とする。

○ メディアサービスを定義するにあたって、リニア／ノンリニアの観点も議論すべき。

**2** メディアサービスをどのように類型化すべきか。

- ① 事業規模による分類。
- ② 映像、音声といった視聴覚による分類。
- ③ 有料／無料の区別、サービス品質、視聴者数等による分類。
- ④ 市場の寡占性、ボトルネック性による分類。
- ⑤ その他、どのようなやり方が考えられるか。

○ 放送には基本的に輻輳という概念は無いが、IPで放送を再送信する場合など、輻輳が原理的に発生するようなサービスの位置づけについて検討すべき。

**3** (現行の放送に関する規律を土台として、) メディアサービスに対してどのような規律を設けるべきか。

- ① 特別メディアサービスについて、現在の規制を見直すべき事項はあるか。
- ② 一般メディアサービスについて、次に掲げる点について見直すべきか。
  - 「番組準則(政治的公平の確保、論点の多角性等)」
  - 「調和原則」
  - 「解説字幕番組」
  - 「番組審議会」
  - 「番組保存」
  - 「災害放送」
  - 「広告規制」
  - 「候補者放送」等
- ③ 一般メディアサービスについて、さらに類型化して規定を設ける必要はあるか。
- ④ 有料メディアサービスについて、現在の規制を見直すべき事項はあるか。
- ⑤ メディアサービス事業者に伝送容量又はサービス品質を確保するための制度は必要か。市場原理による調達に任せるか。

○ 一般メディアサービスについては、番組審議会ではなく、消費者からの苦情を処理するような第三者機関に委ねても良いのではないか。

○ 番組準則の政治的公平性（の論理）についても議論すべき。

- 4** 放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのマスメディア集中排除原則を今後どのように適用すべきか。

<オープンメディアコンテンツ>

- 1** 「行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組み」として、当面はプロバイダ等による対応を促進することによいか。その場合、違法情報や有害情報に具体的にどのように対応すべきか。

- ① 現在は私法上の権利侵害情報のみが対象となっているプロバイダ責任制限の範囲を拡大すべきか。  
② 有害情報対策について、どのような制度を設けることが可能か。

○ オープンメディアコンテンツに係る規律については、表現の自由を守るという趣旨で抑制的であるべき。

○ オープンメディアコンテンツについては自律的な秩序形成を期待する側面を持たせた方がよい。

○ 表現の自由と情報へのアクセスの自由の両面への配慮が重要。

○ コンテンツに行政が直接関与する規制には反対。

<参考>

・ 電子商取引施行規則2002（イギリス）

情報の蓄積により情報社会サービスを提供するサービスプロバイダが、①違法なコンテンツがあることを知らない場合、又は②その提供するコンテンツの違法性を認識して速やかに削除又はアクセス不能とした場合には、蓄積された情報について、損害、金銭上の救済、刑事上の処罰について責任を有しない。

（デジタル経済法（フランス）においても同旨の規定あり。）

・ 連邦通信法（アメリカ）

インターネットなどの双方向コンピュータ通信サービスの提供者又は利用者は、①別のコンテンツ提供者が提供する情報の発行者とは扱われず、また、②わいせつな、淫らな、好色な、卑猥な、過度に暴力的な、その他の好ましくないと判断したコンテンツに対するアクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置に関し、憲法上保護されたコンテンツであるか否かにかかわらず、責任を問われない。

## 第五編 プラットフォーム

- 1 プラットフォームである現行の有料放送管理業務に関する規定をどこに置くか。また、これ以外にプラットフォームレイヤーとして他のレイヤーから分類して規定を置くべきものはあるか。

○ プラットフォームはレイヤーとして重要な位置づけにあり、十分に議論を行うべき。

## 第六編 情報通信に関する利用者の保護

- 1 利用者を保護するために、どのような制度を整備すべきか。
  - ① これまでの電気通信事業法の規定（重要事項説明、苦情処理等）をメディアサービスなど情報通信サービス全体に適用するように拡充する。
  - ② 利用者を直接救済する規定（民事効等）の適否。

## 第七編 特別な法人等

- 1 特殊会社や特殊法人の組織・業務に関する規定について、新たな法体系でどのように扱うべきか。
  - ① 新たな法制度に一本化する。
  - ② 一本化はしないものの、包括的な法体系の一環として制度整備を行う。

## 附則

- 1 現在業務を行っている事業者については、現在の地位を実質的に承継することとしてよいか。